

● 社会保険制度 知っておかないと損するよ！

「社会保険制度」とは、わたしたちが病気や高齢、失業などによって所得（持っているお金）が減り、生活がおびやかされた場合に、国などが生活を保障してくれる（支援してくれる）仕組みです。年齢や職業などによって保険制度は13種類に分かれます。

～ 代表的な社会保険 ～

● 病気、けが、休業、死亡などの時

健康保険

病気やケガなどに備える保険

病院で払った医療費の30%だけを払う

但し、仕事や通勤途中で起こった災害については、給付の対象とならないので注意



● 老齢、障害、死亡の時

厚生年金保険

老後の年金・障害年金・遺族年金の3つの保障に備える保険

老後の年金は65歳から支給される



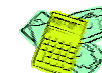
● 業務上（工作中）や通勤途上の病気、けが、障害、死亡などの時

労災保険

仕事が原因で起きた病気やケガなどに備える保険

通勤時の事故にも適用される

正式名称は「労働者災害補償保険」



● 失業などの時

雇用保険

倒産、解雇、退職など失業に備える保険

自己都合退職の場合、加入期間10年未満で失業手当給付90日



～ 対象者別の保険 ～

▶ 一般の勤労者
だったら

健康保険、厚生年金保険、国民年金保険、労働者災害補償保険（労災保険）、雇用保険、介護保険

▶ 公務員・教職員
だったら

国家公務員等共済組合、地方公務員等共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、農林漁業団体職員共済組合、国民年金、介護保険

▶ 船員だったら

船員保険、厚生年金保険、国民年金、介護保険

▶ 自営業、自由業だったら

国民健康保険、国民年金、老人保健、介護保険

▶ 日雇労働者だったら

健康保険、国民年金、労災保険、雇用保険、介護保険

更に詳しく知りたい場合は、社会保険庁のホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）やハローワークの窓口、各都道府県の労働局窓口、社会保険事務所でも情報を得ることができます